

**コロナ禍でも健診・がん検診を忘れずに！**

～必要な感染予防対策を行っています～

問い合わせ先 町福祉センター健康福祉課（健康づくり担当）  
☎962-5151（直）

シーオーレ新宮で行っている総合健診や実施医療機関では、マスク着用、手洗いの実施、換気や消毒を行うなど感染防止対策に努めています。

コロナ禍で感染を恐れるあまり、必要な健診の受診を控えてしまい、生活習慣病の予防やがんなどの早期発見・早期治療につなげることができない状況が懸念されています。

自覚症状のないまま進行してしまう病気は少なくありません。定期的に健診を受診することは大切です。

**健診・がん検診で健康状態を  
しっかりチェック！  
自分の体をしっかり知るのが、  
健康維持の第一歩です！**

**【健康診断時の注意事項】**

- 受診の前には、体温を測定するなど、体調に問題がないことを確認しましょう。
- マスクの着用、受診前後の手洗いなどの感染対策をしっかりしましょう。
- 会話などは控え、人との間隔をあけましょう。

**【新宮町 総合健診（健康診査及びがん検診）ガイド】**

広報6月号折込チラシまたは、新宮町総合健診ホームページをご覧ください。



▲健診ガイドはこちら

予約センター ☎0120-791-376（無料電話）  
午前9時～午後5時  
（土曜日・日曜日・祝日を除く）

**熱中症予防×コロナ感染予防で**

**「新しい生活様式」を健康に！**

問い合わせ先 町福祉センター健康福祉課（健康づくり担当）  
☎962-5151（直）

熱中症は、暑い環境で体温の調節ができなくなった状態で、さまざまな症状をきたします。

今回は、新型コロナウイルス感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保②マスクの着用③手洗いの実施や「3密（密集、密接、密閉）」を避ける、などを取り入れた「新しい生活様式」の中での熱中症予防を紹介します。

**【熱中症予防行動】**

- 日ごろから健康管理（体温測定、健康チェック）をしましょう。
- マスク着用時は激しい運動は避け、のどの渇きを感じる前に、こまめに水分を補給しましょう。
- 帽子、日傘や日陰で暑さを避け、通気性の良い服装を心がけましょう。
- エアコン使用中もこまめに換気をしましょう。
- マスクの着用は熱中症のリスクを高める恐れがあるため、屋外で人と2m以上（十分な距離）を確保できる場合には、マスクをはずしましょう。

**【熱中症の症状】**

めまい、立ちくらみ、手足のしびれ、筋肉のこむら返り、気分が悪い、頭痛、吐き気、嘔吐（おうと）、倦怠感、虚脱感、いつもと様子が違うなど

**【熱中症が疑われた人への対処法】**

- ①風通しのよい日陰など、涼しい場所へ移動しましょう
- ②衣服をゆるめ、体を冷やしましょう（首回り、脇のした、足の付け根など）
- ③水分・塩分などを補給しましょう

環境省LINE公式アカウントを「友だち」登録すると、熱中症警戒アラートのお知らせが届きます。また、お知らせメール受け取り以外にも、メニュー画面から熱中症対策に関わる情報が閲覧できるようになります。



▲友だち登録（無料）はこちら

## 町営住宅の入居者を募集します

問い合わせ先 役場環境課 ☎963-1732(直)

### 【募集团地】

	裏田団地(昭和51年度建築)	三代団地(昭和56年度建築)	緑ヶ浜団地(令和2年度建築)
所在地	上府北二丁目13番17号	三代651番地2	緑ヶ浜二丁目30番1号
募集戸数	1戸	2戸	障がい者用 1戸
間取り	3DK(66.62㎡)	3DK(56.31㎡)	2DK(55.5㎡)
	(和室3、台所、風呂、トイレ)	(和室3、台所、風呂、トイレ)	(洋室2、台所、風呂、トイレ)

### 【入居資格】

入居資格の概要です。詳細は申込書と一緒に配布します。

- ①新宮町内に住所または勤務先がある人
- ②成年者(20歳未満の既婚者含む)で、同居しようとする親族がいる人

※婚約中の人または、事実上婚姻関係にある人を含む  
※条件によっては単身での入居可能

- ③収入基準に合う人

同居しようとする親族(婚約者も含む)全員の所得合算後、公営住宅法に定める諸控除を差し引き計算した月額が次の金額であること

- 一般世帯 15万8,000円以下
- 高齢者、障がい者世帯など 21万4,000円以下

- ④現に住宅に困窮していることが明らかな人
- ⑤申込者および同居しようとする親族(婚約者も含む)が暴力団員でないこと

※緑ヶ浜団地障がい者用住戸は、①～⑤の資格に該当し、かつ、申込者または同居しようとする親族が現に車椅子を常時使用し、下肢または体幹機能障害2級以上の障がいがあり、その障がい内容による身体障害者手帳を交付されていること

### 【入居者の選考方法】

申込者が募集戸数を超える場合は、住宅困窮度の高い世帯から決定します。

【入居時期】 10月中旬

### 【申込書配布期間】

8月26日(木)～9月10日(金)

【募集期間】 8月30日(月)～9月10日(金)

【申込書配布場所】 役場環境課窓口

【申込方法】 郵送または環境課窓口を持参

【申込条件】 申込みは、1世帯1団地のみです。複数の申込みは失格となります。

## 新宮町のために活動してみませんか

問い合わせ先 役場地域協働課 ☎963-1734(直)

- 入団資格 町内在住の18歳以上の人  
詳細は問い合わせください。



## 消防団員募集

お近くの消防団員または  
役場地域協働課まで  
☎963-1734(直)

## 「Active 新宮」「しんぐう町議会だより」を配信しています！

問い合わせ先 役場地域協働課 ☎963-1734(直)  
議会事務局 ☎963-1737(直)

全国の自治体からの情報を集めたアプリ「マチイロ」に、広報誌「Active 新宮」と「しんぐう町議会だより」を掲載しています。

配信時にはお知らせが届きます。ぜひ、ご利用ください。

【ダウンロード】



マチイロ

マチを好きになるアプリ



※通信料は利用者負担です。

## シニアカフェ開催「“お口”は健康の入り口です」

問い合わせ先 町福祉センター健康福祉課(健康づくり担当)  
☎962-5151(直)

健康寿命を延ばすために、“お口”の健康について学びましょう。

【日時】 9月13日(月)10時～正午

【場所】 シーオーレ新宮 3階視聴覚室

【対象】 町内在住の65歳以上の人

【内容】

○粕屋歯科医師会の歯科医師と歯科衛生士による歯科講話(むし歯・歯周病・入れ歯の話や、歯や口の機能向上の話など)

○新宮町食生活改善推進会による“お口”の体操など

【参加費】 無料

【必要なもの】 筆記用具

【定員】 15人(先着順)

【申込方法】 町福祉センター健康福祉課窓口、電話

【申込期間】 9月1日(水)～10日(金)

【申込先】 健康福祉課健康づくり担当  
(町福祉センター内)

※新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、直前に中止をすることがあります。中止の場合は、町ホームページでお知らせします。

## 『第2回 転倒予防教室』受講生募集

問い合わせ先 町地域包括支援センター(町福祉センター内)  
☎963-0663(直)

介護予防をテーマに開催します。

日常生活のなかで、何気ない段差につまずきそうになったことはありませんか。講話と軽い運動を予定しています。足腰の筋肉を意識しながら、運動や体に対する知識を学びましょう。

【日時】 10月20日～令和4年1月19日の

毎週水曜日(年末、祝休日休み)

午後1時30分～3時

【場所】 アクア新宮地域交流室

【対象】 町内在住の65歳以上の人

※経験者は除く

【講師】 日本ライフサポート推進協会

【参加費】 無料

【必要なもの】 新宮さぽーたーず手帳  
(持っている人のみ)

※運動しやすい服装で参加してください。

【定員】 18人(先着順)

【申込方法】 町地域包括支援センター窓口、電話

【申込期間】 9月13日(月)～17日(金)

【申込先】 町地域包括支援センター  
(町福祉センター内)



## 町内の「ふくおか食の健康サポート店」に行こう！

### 「喫茶 カルディア」

県では、「ふくおか食の健康サポート店」として登録し、県民の健康な食生活を応援しています。

各店が登録しているメニューは、「野菜たっぷり」「カロリーーひかえめ」「塩分ひかえめ」で示します。

#### 喫茶 カルディア

登録しているメニューは「野菜たっぷり」です。

営業時間 午前10時～午後2時

場所 新宮町新宮東4-1-1(そぴあしんぐう内)

駐車場 あり

店休日 土曜日、日曜日、月曜日

☎963-2781

野菜たっぷり豆乳  
うどん(600円)▶



#### ★ひとことPR★

当店は、2018年4月にそぴあしんぐう内にオープンしました。就労支援を目的として、社会福祉法人福岡コロニーが経営しています。

自家製うどん麺を使用した豆乳うどんは、1日に必要な野菜量(350g)を摂取できる大満足メニューです。不足しがちな野菜を摂ることができます。

町の特定健診を受けた人には、500円以上の注文でドリンク1杯をサービスさせていただきます。

#### ★町の栄養士からひとこと★

外食をする際には、野菜の量や品数が多いものを選び、先に野菜から食べ、一口で20～30回以上よく噛みましょう。食べすぎや消化不良を防ぎ、健康な体を作ることができます。

問い合わせ先 町福祉センター健康福祉課 ☎962-5151

### 離乳食教室 もぐもぐ講座(後期コース)

問い合わせ先 しんぐう子育てサポートセンター  
(シーオーレ新宮子育て支援課) ☎963-2995(直)

離乳食を始めて数か月たち、メニューや調理方法、離乳食の進め方など悩みごとはありませんか。講座では、離乳後期からの離乳食づくりの疑問に答えます。月齢にあわせた食材やメニューを楽しく学びましょう。

【日時】 10月21日(木)

①午前10時～11時

②午前11時～正午

【場所】 シーオーレ新宮

【対象】 町内在住のおもに離乳食後期～完了期の乳児の保護者

【参加費】 無料

【内容】 管理栄養士による離乳食の話・調理の実演見学

【定員】 各回6人(先着順)

【託児】 あり(要予約)

お子さんと一緒に参加もできます。

【必要なもの】 筆記用具

【申込方法】 子育て支援課窓口、電話

【申込期間】 9月1日(水)～10月14日(木)

【申込先】 しんぐう子育てサポートセンター  
(シーオーレ新宮子育て支援課)

### パパママ教室

問い合わせ先 しんぐう子育てサポートセンター  
(シーオーレ新宮子育て支援課) ☎963-2995(直)

妊娠中はお父さん・お母さんになるための準備期間です。パパママ教室では、妊娠中から知っておくと役立つことをたくさんお伝えします。お腹の赤ちゃんの育ち方やお産に向けての準備、子育てで大切なことを一緒に学びましょう。

【日時】 9月26日(日)午前10時～正午

【場所】 シーオーレ新宮

【対象】 町内在住でパパ・ママとなる人

※1人での参加も可能です。託児はありませんが、お子さんと一緒に参加できます。

【参加費】 無料

【内容】

○妊娠中・産後の過ごし方、パパの関わりなどについて(助産師による講話)

○赤ちゃんのお風呂入れ体験、パパの妊婦体験、抱っこ仕方

【定員】 8組程度(先着順)

【必要なもの】 母子健康手帳、筆記用具

【申込方法】 子育て支援課窓口、電話

【申込期間】 9月1日(水)～21日(火)

【申込先】 しんぐう子育てサポートセンター  
(シーオーレ新宮子育て支援課)

### こころにここ相談室

問い合わせ先 しんぐう子育てサポートセンター(シーオーレ新宮子育て支援課) ☎963-2995(直)

妊娠中や子育て中の不安・悩みを少しでも軽減するため、臨床心理士による相談を月に1度開催しています。一度ゆっくりお話ししてみませんか。相談は無料です。

【日時】 9月28日(火)

①午前9時～9時50分

②午前10時～10時50分

③午前11時～11時50分

【場所】 シーオーレ新宮

【対象】 町内在住の妊婦、乳幼児の保護者

【定員】 先着で各時間帯1組ずつ

【託児】 無料(要予約)

【注意事項】 相談は原則として1回です。相談内容によっては、保健師の対応となる場合があります。

【申込方法】 子育て支援課窓口、電話(申込み時に相談内容を簡単に伺います。)

【申込締切日】 9月21日(火)

【申込先】 しんぐう子育てサポートセンター  
(シーオーレ新宮子育て支援課)

## 都市計画の原案の事前閲覧を行います

問い合わせ先 役場都市整備課 ☎963-1735 (直)

町が定める都市計画について、次のとおり原案の事前閲覧を行います。

なお、新宮町地区計画等の案の作成手続きに関する条例第2条に基づく原案の縦覧も兼ねています。土地所有者その他の利害関係者は、この案に対して意見書を提出できます。

### ■事前閲覧

#### 【対象】

- ①福岡広域都市計画地区計画の決定(新宮町決定)
- ②福岡広域都市計画土地区画整理事業の決定(新宮町決定)

【内容】 ①下府・湊地区の地区計画の決定  
②下府土地区画整理事業区域の決定

【期間】 9月2日(木)～9月15日(水)の  
午前8時30分～午後5時  
※土曜日、日曜日、祝日を除きます。

【場所】 役場別館1階 都市整備課

### ■地区計画に関する意見書の提出

【対象】 土地所有者その他の利害関係者

【日程】 9月2日(木)～22日(水)の  
午前8時30分～午後5時

※土曜日、日曜日、祝日を除きます。

【提出方法】 役場都市整備課に用意している意見書に記入し、提出

### ■公聴会を行います

これらの案に対し意見のある人(公述希望者)は、公聴会で意見を述べることができます。公述希望者は、役場都市整備課に用意している用紙で申し込みください。申込者多数の場合は公述人の選定が行われることがあります。

#### 【公述希望申込締切日時】

9月15日(水)午後5時 ※必着

【日程】 9月28日(火)午後2時～4時  
(午後1時30分受付開始)

【場所】 役場本館3階 大会議室

※公述希望者がいない場合は、公聴会は開催しません。中止の場合は、広報・回覧などは行わないため、電話で問い合わせるか、町ホームページをご覧ください。

## 三代1の民生委員・児童委員が交代しました

問い合わせ先 役場健康福祉課(障がい者・社会福祉担当)  
☎962-0239 (直)

7月1日から、中村至さんに代わり、脇利昭さんが三代1の民生委員・児童委員に委嘱されました。任期は、令和4年11月30日までです。

民生委員・児童委員は、法律により厚生労働大臣から委嘱された無報酬のボランティアで、

地域の身近な相談相手として、生活の心配ごとや困りごとの相談に応じています。民生委員・児童委員には守秘義務があります。自分のことや近所のことなどで何か困ったことがあれば、気軽に担当地区の民生委員・児童委員に相談してください。



▲脇利昭さん

## 9月1日から10日までは

### 「屋外広告物適正化旬間」です

問い合わせ先 役場都市整備課 ☎963-1735 (直)

国土交通省では、毎年9月1日から10日までを「屋外広告物適正化旬間」とし、全国各地で屋外に掲出されている広告物の適正化に関する活動を行っています。町では、期間中に違反広告物の撤去作業やパトロールを強化します。

新宮町内で屋外広告物を掲出する際は、手続きが必要であるかの事前確認を必ず行ってください。

【期間】 9月1日(水)～10日(金)

※土曜日、日曜日を除きます。

【内容】 道路上などに掲出された違反広告物(はり紙、はり札、広告旗、および立看板など)の撤去・是正指導

### 町スポーツ協会の主催行事の中止について

問い合わせ先 町スポーツ協会 ☎962-3262(直)

本年度予定していた町スポーツ協会主催の次の行事は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止します。

- 町民ソフトボール大会 9月5日(日)
- ヘルシーウォーク2021 & さわやか軽スポーツ 10月10日(日)
- 第63回新宮町駅伝大会 11月3日(水・祝)

### 令和3年度まつり新宮の開催を中止します

問い合わせ先 まつり新宮実行委員会事務局  
(役場産業振興課内) ☎962-0238(直)

毎年11月に開催している「まつり新宮」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止します。

例年まつり新宮と同時開催している福祉バザーも中止します。

**【第33回福祉バザーの中止に関する問い合わせ先】**  
☎963-0921(町社会福祉協議会)

### 新しい農業委員と 農地利用最適化推進委員が決まりました！

問い合わせ先 農業委員会事務局(役場産業振興課内)  
☎962-0238(直)

町農業委員会は、農地と農業を守るため、農業委員11人と農地利用最適化推進委員2人の13人体制で活動しています。任期は8月1日から令和6年7月31日までです。農業委員会は、農業の発展を図ることを目的とし、農地の権利移動や農地転用の許可業務をはじめ、担い手の育成、農地流動化の推進など、農地の利用に関するさまざまな業務を行います。農地の売買や貸し借り、農地以外での土地利用などの計画がありましたら、お気軽にご相談ください。

委員	安部 善巳(的野)
委員	栗原 隆義(立花口)
委員	堀田 正哉(立花口)
委員	吉田 政樹(原上)
委員	阿部 茂泰(三代)
委員	森 妙子(三代)
委員	安武 研二(上府)
委員	福田 美典(下府1)
委員	持山 晴樹(下府2)
委員	篠崎 隆(湊)
委員	堺 千賀子(湊)
農地利用最適化推進委員 (立花地区)	岩隈 和重(原上)
農地利用最適化推進委員 (新宮地区)	落石 廣孝(湊)

### あなたの悩みを相談してください

問い合わせ先 役場健康福祉課(障がい者・社会福祉担当)  
☎962-0239(直)

こころのサインに気づいていますか。さまざまな悩みが複雑に関係し、心理的に追い込まれた末におきてしまうのが自殺です。あなたやあなたの大切な人がそうならないために、悩みがあれば一人で抱え込まず、気軽にご相談ください。

#### 相談窓口

##### 【自殺予防】

- ふくおか自殺予防ホットライン  
☎592-0783(24時間365日対応)
- 福岡いのちの電話  
☎741-4343(24時間365日対応)
- フリーダイヤル ☎0120-020-767  
(月曜日～金曜日 午後4時～翌午前9時、土曜日・日曜日・祝日 24時間)

##### 【心のなやみ・心の健康】

- 心の電話 ☎821-8785  
(火曜日・木曜日・金曜日 午後1～5時)



## 公共下水道区域で井戸水を使用しているみなさんへ

問い合わせ先 役場上下水道課 ☎963-1736(直)

家庭や事業所で井戸水を使用し、その汚水を公共下水道へ排水する場合は、町に届け出が必要です。

また、すでに公共下水道へ排水をしている場合でも、次の変更が生じた場合には届け出が必要です。

- 世帯人数に変更があるとき(2人以上もしくは、1人になったとき)
- 井戸水の使用を休止または廃止するとき
- 休止中の井戸水の使用を再開するとき
- 名義を変更するとき

届け出の様式は、上下水道課の窓口または町ホームページから取得できます。必要事項を記入、押印のうえ、上下水道課窓口へ提出してください。

井戸水使用が不明な場合は、問い合わせください。

## トイレの水洗化(下水道への接続)のお願い

問い合わせ先 役場上下水道課 ☎963-1736(直)

町では、快適な生活環境づくりをめざして、公共下水道の整備を進めています。

公共下水道の整備が終わった区域では、汲み取り便所は下水道が使用できるようになった日から3年以内に、浄化槽設置は速やかに公共下水道へ接続するための水洗トイレへの改造を行うことが法律で義務付けられています。

下水道の役割は、河川の水質改善や浸水対策などです。未接続の人は早めに水洗化工事をおねがいします。工事は町排水設備指定工事店に依頼してください。

住んでいる区域の状況が分からない場合などは問い合わせください。



## 10月から町税などがPayPay・LINE Payで納付できるようになります

問い合わせ先 役場税務課 ☎963-1731(直)

町では、町税などの納付方法として「PayPay 請求書払い」「LINE Pay 請求書支払い」を導入します。銀行などに出向くことなく、スマートフォンなどの端末を使って自宅からでも納付できます。当初、5月に開始する予定でしたが、諸事情により10月1日(金)からに変更となりました。ご迷惑をおかけし、申し訳ありませんでした。

### 【利用方法】

事前にPayPayもしくはLINE Payアプリをダウンロードし、利用登録が必要です。

- ①アプリを起動し、端末のカメラで納付書のバーコードを読み取る
  - ②画面に表示された納付金額を確認し、チャージ(入金)する
  - ③支払い画面で納付内容を確認し、納付する
- ※具体的な利用方法は、各アプリの画面をご確認ください。

### 【納付できる税目など】

町県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税(普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)、保育所保育料、保育所利用料、町営住宅使用料、町営住宅駐車場使用料、緊急通報装置利用者負担金、養護老人ホーム入所者徴収金、ホームヘルプサービス負担金

※水道料金・下水道使用料・下水道事業受益者負担金は納付できません。

### 【注意事項】

- 納付にかかる通信料は利用者負担です。
- 領収書は発行されません。各アプリの支出画面を確認してください。
- 納付額が30万円を超えるもの、納付期限を過ぎたもの、汚れなどによりバーコードを読み取ることができないものは利用できません。

## シーオーレ新宮・ふれあい交流館で マイナンバーカードの申請受付を行います

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

健診を受診する予定がある人や新型コロナウイルスワクチン接種を予定している人は、この機会にマイナンバーカードを申請してみませんか。顔写真も無料で撮影します。必要なものをご持参のうえ、直接会場でお申し出ください。



○シーオーレ新宮 多目的ホール入口付近

**【日時】** 8月28日(土)、9月10日(金)  
午前9時30分～11時30分

○ふれあい交流館

**【日時】** 9月26日(日) 午前10時～正午

※ワクチンの供給状況により、ふれあい交流館での集団接種が中止になった場合は、マイナンバーカードの申請受付も中止します。

### 【必要なもの】

- ・通知カード
- ・住民基本台帳カード(持っている人)
- ・運転免許証、パスポートなど顔写真付きの本人確認書類(お持ちでない場合は、健康保険証と年金手帳などの2点)

※上記のものがすべてそろっている場合は、郵送でのマイナンバーカード受け取りも可能です。

## 役場屋上のモーターサイレンを停止しました

問い合わせ先 役場総務課 ☎963-1730(直)

毎日正午と午後5時に時報として役場屋上から鳴らしていたモーターサイレンを停止しました。

モーターサイレンの後には各地域に設置した防災行政無線からミュージックチャイムを流していることや、町民の生活サイクルの変化などを考慮し、8月1日から停止しました。

なお、モーターサイレンを停止した後も正午と午後5時のミュージックチャイムや平和祈念などのためのサイレンは引き続き防災行政無線から流します。

## マイナンバーカードに関する臨時窓口を開設します

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

カードの受け取りや申請、電子証明書の更新ができます。必ず電話予約して来庁してください。



**【日時】** 9月12日(日) 午前9時～11時30分  
9月26日(日) 午前9時～11時30分

**【場所】** 役場住民課

※予約人数には限りがあります。早めに予約してください。

## 令和4年度 就学時健康診断を実施します

問い合わせ先 役場学校教育課 ☎963-1739(直)

対象者には健診日の2週間前に通知書と問診票を送付します。

**【対象】** 平成27年4月2日～平成28年4月1日  
生まれの児童

**【日程】** (入学予定小学校別)

- 新宮北小学校 10月25日(月)
- 立花小学校、新宮東小学校 11月1日(月)
- 新宮小学校、相島小学校 11月8日(月)

**【時間】** 午後2時～

◆新型コロナウイルス感染拡大防止のため、時間を分散して受付を行います。通知書に記載されている時間にお越しください。

**【場所】** シーオーレ新宮

### 【注意事項】

- ◆自宅で検温を行い、マスクを着用して来場してください。
- ◆発熱や腹痛、下痢などがみられる場合は受診できません。学校教育課へご連絡ください。

次の場合も学校教育課へご連絡ください。

- 通知書が届かない
- 住所、氏名などに誤りがある
- 相談がある など

## 消防トピックス

粕屋北部消防本部 ☎ 944-0131  
http://www.khfd-119.koga.fukuoka.jp/



# 9月9日は 【救急の日】です

毎年、9月9日を含む1週間(日曜日～土曜日)を救急医療週間とし、救急車の適正利用や心肺蘇生法など応急手当に関することなどの普及啓発運動を実施しています。

### 〈救急電話相談 #7119のお知らせ〉



「家族の様子がおかしいけれど、救急車を呼んだほうがいいのか分からない」そんなときは、#7119をご利用ください。原則24時間365日、相談員が電話で症状などを聞き取り、救急車の要請、医療機関や受診のタイミングについてアドバイスを行います。

### 〈救命講習〉

救命講習を希望する団体を対象に消防職員を派遣します。

【日時】 月曜日～金曜日の午前9時～正午

【場所】 申込団体が指定する場所

【費用】 無料

【人数】 10人～25人

【申込方法】 電話・窓口またはFAX・メール

詳しくは、粕屋北部消防本部・警防課救急係まで問い合わせください。

☎ 944-0132 FAX 944-0462

## 男性料理教室参加者募集

問い合わせ先 そびあしんぐう社会教育課 ☎ 962-5111 (直)

本年度の男性料理教室第1弾は、相島の漁師に昔から伝わる漁師めし。相島が大好きなシェフが魚のさばき方から教えます。講師は、イタリアンレストラン「ピッコロ」のオーナーシェフ小川泰典さんです。

### 「イタリアンシェフに学ぶ、相島漁師めし☆」

【日時】 10月2日(土)

午前9時30分～11時30分

【場所】 シーオーレ新宮

【対象】 町内在住の成人男性

【材料費】 500円

【定員】 8人(先着順)

【必要なもの】 エプロン、三角巾、手ふきタオル、持ち帰り容器

【申込方法】

そびあしんぐう社会教育課窓口または電話

【受付開始日】 9月10日(金)

【申込・問い合わせ先】

そびあしんぐう社会教育課

## 「ニコニコ健康体操教室」参加者募集

問い合わせ先 そびあしんぐう社会教育課 ☎ 962-5111 (直)

毎日の生活の中での運動不足を解消し、ストレスを発散しませんか。ストレッチを中心に、音楽にあわせて身体を動かしながら、楽しく運動できる教室です。



【日程】 9月28日(火)～12月22日(水)の火曜日・水曜日(全10回)

【時間】 前半パート 午前9時30分～11時  
後半パート 午前11時30分～午後1時

【場所】 そびあしんぐう 多目的ホール

【対象】 町内在住の18歳以上の人

【定員】 各パート50人(定員を超える場合は抽選)

【申込締切日】 9月12日(日)

【申込方法】 そびあしんぐう社会教育課窓口もしくは右記QRコードから



▲申し込みはこちらから

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

## 令和2年度 情報公開制度などの運用状況の報告

問い合わせ先 役場総務課 ☎963-1730(直)

### 情報公開制度

町民のみなさんが町政に関して「こんなことが知りたい、見たい」と思ったときに、町が持っている文書や図画などの情報公開を求めることができる制度です。

### 令和2年度情報公開制度に基づく開示実績

請求件数	取り下げ	決定の内訳			不服申し立て件数
		開示	部分開示	不開示	
12件	1件	4件	6件	1件	0件

### 個人情報保護制度

町が預かっている個人情報を保護するだけでなく、自分の個人情報の開示請求や訂正などができる制度です。

### 令和2年度個人情報保護制度に基づく開示実績

請求件数	取り下げ	決定の内訳			不服申し立て件数
		開示	部分開示	不開示	
0件	0件	0件	0件	0件	0件

相談場所 役場2階 消費生活相談室

相談日時 毎週火曜日・金曜日(電話相談にて対応)

午前10時～午後1時・午後2時～4時 ※祝日は除く

相談専用番号 ☎410-2182(開設時のみ)

## 消費生活相談室だより

買い物や契約での消費トラブルはありませんか。相談無料の消費生活相談室をご利用ください。町外在住の相談員が対応します。

## 高齢者を消費者トラブルから守る！～周囲の人の見守りも大切です～

### 事例

- ①眼鏡店で聴力測定を受け、「補聴器をつけないと認知症になりやすい」と言われ数十万円の補聴器を購入したが、専門医に測定してもらおうと、補聴器は必要ないと言われた。
- ②「一定時間の通話は無料」との説明を受けて格安スマホを契約したが、高額な通話料を請求された。契約書には、「通話無料には特定のアプリの使用が必要」と記載されていたが、気付かなかった。
- ③ネットの広告を見て、特別価格の化粧品を購入した。1回限りのお試しだと思っていたが再び商品が届き、定期購入だと気付いた。販売店に解約や返品を求めたが、「当社が定めた日までに連絡しなかった」と言われ、応じてくれない。2回目の商品は高額で困っている。購入時には、定期購入だと分からなかった。

**アドバイス** 高齢者の消費者トラブルを防ぐためには、身近にいる家族など周囲の人が日ごろから本人の生活や言動、態度などの様子を見守り、困っている事や変化にいち早く気付くことがとても重要です。

高齢者トラブルの事例を知っておくことや、不審な電話や訪問を受けたときの対応など、家族間で話し合っておきましょう。最近は一人暮らしの人も多いので、周囲の人と緊密に連絡を取り、トラブルを防ぎましょう。

高齢者が消費者トラブルにあってしまうと、生活困窮などその後の生活への影響が大きくなる傾向があります。不安に感じるがあったり、トラブルにあったりした場合は、消費生活相談室にご相談ください。

### 【相談窓口】

○消費者ホットライン「188(いやや!)」番

※188は最寄りの消費生活センターなどをご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

問い合わせ先 役場産業振興課 ☎962-0238(直)

# 社会福祉協議会の窓

## 傾聴ボランティアによる

### ふれあい10分コール そら

外出自粛などにより、人と会って話すことが難しくなっています。「誰とも話さずに1日が終わった…」という日々が続いている人はぜひ「ふれあい10分コール そら」にお電話(☎963-0921)ください。

「傾聴ボランティアそら」がおはなしの相手します。電話の際「ふれあい10分コール そら」とお伝えください。秘密は必ず守ります。

**日程** 9月3日(金)、10日(金)、17日(金)、24日(金)

**時間** 午後1時～3時

※通話時間は1人10分程度

**料金** 無料(通話料は自己負担)

**対象** 町内に住む人

※電話は1回線のため、お待たせすることがあります。

## 不登校・ひきこもりほっこりおはなし会

家族が学校へ行きしづったり、不登校やひきこもりになったりしたとき、本人をはじめ家族や周りの人たちはどうすべきか悩んでしまいます。

ひとりで悩まず思いを語り合ってみませんか。

※日程は、休館などにより変更する場合があります。

**日時** 毎月第3金曜日 午後1時～3時  
(時間中はいつでもどうぞ)

**対象** 行きしづりや不登校、ひきこもりに悩む本人や家族、関心のある人

**場所** そぴあしんぐう 1階中庭和室

**参加費** 無料



**問い合わせ先** 町社会福祉協議会  
☎963-0921(直)

## 敬老大会の参加者募集と

### 敬老祝金の支給について

**問い合わせ先** 町福祉センター健康福祉課(高齢者福祉担当)  
☎710-8286(直)

## 敬老大会について

町敬老大会を開催します。100歳を迎えた人の表彰や記念品の贈呈などを行います。参加には申し込みが必要です。

**【日時】** 9月18日(土) 午前10時～  
(9時30分受付開始)

**【場所】** そぴあしんぐう

**【対象】** 70歳以上の人  
(昭和27年3月31日までに生まれた人)

## 【申込締切日】

○シニアクラブ(旧老人クラブ)に加入している人  
申込不要(単位クラブでとりまとめ)

○シニアクラブに加入していない人  
9月13日(月) 先着30人

**【申込先】** 町福祉センター健康福祉課

※新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、直前に中止をすることがあります。中止の場合は、町ホームページでお知らせします。

## 敬老祝金について

**【支給対象】** 9月1日現在で町内在住で住民登録をしている次の人

※9月初旬に通知を郵送します。届かない人は連絡してください。

満年齢および生年月日	支給金額
満77歳 (昭和19年4月1日～昭和20年3月31日)	1万円
満88歳 (昭和8年4月1日～昭和9年3月31日)	
満99歳 (大正11年4月1日～大正12年3月31日)	
満100歳 (大正10年4月1日～大正11年3月31日)	5万円

※令和3年度から、敬老祝金の対象者を変更しています。